

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
木材利用等に関するワーキングチームの開催について

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における競技施設、選手村、仮設構造物等における木材利用を推進するため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会が密接な連携を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を開催する。
- 2 ワーキングチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

構成員 スポーツ庁審議官

農林水産省大臣官房生産振興審議官（兼生産局）

林野庁林政部長

国土交通省大臣官房審議官（官庁営繕）

国土交通省大臣官房審議官（住宅）

東京都財務局オリンピック・パラリンピック施設整備担当部長

東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設整備担当部長

東京都オリンピック・パラリンピック準備局選手村担当部長

東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会場整備局長

- 3 ワーキングチームにおいては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係施設における構造、内装への木材利用のみならず、統一感のある付帯施設及び外構の整備、日本の木工技術等を活かした製品による「和の空間」の創造など適材適所を原則とした木材利用等について幅広く検討を行うものとする。
- 4 ワーキングチームの庶務は、林野庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。